

防衛大臣指示(「検討の柱」)に基づく具体的検討項目

22.8.26

検討項目	検討内容(概要)
1 中央組織改革について(二元的組織構造に由来する不具合の是正)	
運用部門	①運用業務態勢の検討 ○ 意思決定から事態対処にわたる大臣補佐の在り方についてシミュレーションにより検証
防衛力整備部門	②実効的な防衛力整備業務の在り方 ○ 現在の安全保障環境に対応した防衛力を効果的に整備し、適切な予算配分及びその執行に資するため、防衛力整備にかかる諸計画体系を見直し
意思統一の迅速化・効率化	③運用業務態勢の検討 【再掲】(1-①)
UC一体性の醸成	④UC協働の在り方の検討 ○ 内局・各幕のみならず他省庁等におけるUCの勤務実態を十分に調査し、それを共通の認識として、今後のUC協働のための方策を検討(内局勤務自衛官の定員化に関する議論を含む)
	⑤人事交流及び研修内容の充実の検討 ○ UCの一体性と相互理解を促進するため、若い時期における人事交流や研修内容について検討
	⑥国際協力活動に随伴する内局連絡調整要員等の派遣 ○ 内局から連絡調整要員等の派遣の必要がある場合には積極的に実施。所要の要員の定員化等の措置を講ずる
2 取得改革について	
①契約における公正性・透明性の確保	○ 空自第1補給処における談合事案も踏まえ、契約におけるより一層の透明性・公正性を担保する施策を検討
②装備品の維持・整備分野における改革	○ 限られた資源の中で最大の能力を発揮できる調達・維持・整備の手法の実現に向けた施策を検討
③防衛産業・技術基盤の確保	○ 「選択と集中」の考え方にに基づき、重点を置いて維持・育成すべき防衛生産・技術分野を明確化し、その活性化のための施策を検討
3 人材の確保・育成について	
①新たな人事評価システムの検討	○ 個々の隊員の能力及び実績を適切に把握・評価し、それに基づく適材適所の人事配置、適切な給与処遇及び人材育成の更なる徹底を図る必要から、人事管理の基礎となるツールとしての機能を適切に果たし得る新たな人事評価システムを構築するための検討
②幹部の年齢構成の見直し、上級曹長階級の創設、(幹部と曹士の)別建て俸給表等	○ 自衛隊の精強性を確保するため、幹部の年齢構成を見直し、高齢での登用を廃止し若い幹部の登用を拡大する一方、早期退職が可能な枠組みについて検討 ○ 曹士の勤務意欲を向上させるため、曹士の目標となる階級として「上級曹長」を創設するとともに、昇任インセンティブの働きやすい俸給表を幹部とは別建てで構築することについて検討
③教育に関する統一のとれた基本的な方針の策定	○ 自衛隊法に規定する服務の本旨や「自衛官の心がまえ」を踏まえた隊員教育に関する基本的な「指針」に係る大臣通達を発出するとともに、通達内容を補足する通知文書を発出
④最近の不祥事案を踏まえた教育内容の見直し	○ 最近の不祥事案の再発防止対策のため、これまでの大小の不祥事案に対する教訓・反省も踏まえ、教育上の根本的要因を明らかにするための検証を行い、教育上の要因を分析・細部分類した後に、各々の要因を排除することを可能とする教育内容を検討

⑤人事管理(事務官)の在り方の検討	○ 幅広い視野を持つ優秀な隊員を育成するとともに、中央と地方との間の人事異動の適正化を図る観点から、事務系職員の人事管理の在り方を検討
⑥人事交流及び研修内容の充実の検討	【再掲】(1-⑤)
⑦防衛政策の立案機能の強化に資するための人材確保及び配置	○ 特に業務量の増大の著しい、地元との調整を含む在日米軍再編関連業務等、日米同盟の一層の強化に資する業務、アジア地域における防衛交流・安全保障協力の推進に資する業務及び国際平和協力活動、海賊対処行動等自衛隊の国際活動に資する業務について、これらの政策の立案の幹となる定員の優先的確保及び補職等
⑧国防組織等に関する研究に従事する国内研究者との意見交換及び人脈構築	○ 様々な側面から防衛政策を論ずる研究者が一堂に会する場など、国防組織を含む安全保障に関する研究に従事する国内研究者と積極的に意見交換し得る機会を設けるとともに、長期的につながりうる人脈を構築
⑨国防組織等に関する研究に従事する外国人研究者等との意見交換及び人脈構築	○ 国防組織を含む安全保障に関する研究に従事する外国人研究者等と積極的に意見交換し得る機会を設けるとともに、長期的につながりうる人脈を構築
⑩看護師養成課程の4年制化	○ 任務を適切に遂行しうる資質の高い看護師の確保及び育成を図る観点から、看護師養成課程の4年制化の実現に向けた検討
⑪医官等教育の強化	○ 医官等教育の充実強化策(国際貢献等の実務経験のある医官が一定期間防衛医大で教育を実施する体制の整備、総合診療及び救急診療の教育体制の充実強化等)について検討

4 これまで実施してきた不祥事再発防止策の取扱いについて

①最近の不祥事案を踏まえた教育内容の見直し	【再掲】(3-④)
②「秘密保全に関する訓令」等の情報保全に関する規則の徹底的周知	○ 隊員一人一人に対し秘密保全訓令等の規則類を理解・習熟させるための教育を継続的に実施するとともに、より効果的に啓発を行う場を整備
③情報保全隊の育成・強化	○ 情報保全機能の強化を図るため、「自衛隊情報保全隊」(21年8月新編)を必要に応じ増員
④秘密指定の厳格化、「秘密指定等適正管理審査会」における厳格な審査の実施	○ 秘の指定者が秘密指定を厳格に行うとともに、秘の指定理由、指定条件の妥当性等について、定期的に部内の専門家が審査・確認を行う体制を構築
⑤情報保全におけるプロ意識の確立	○ 保全教育の充実を図り、保全意識の高い人材を育成するため、「保全教育の実施に関する指針」等に基づき適切な教育がなされているかを定期的に確認
⑥カウンターインテリジェンス対策の強化	○ カウンターインテリジェンスに関する情報を効率的に収集・共有するため、防衛省カウンターインテリジェンス委員会(21年3月設置)を継続的に開催するとともに、内閣官房のカウンターインテリジェンス・センターとも密接に連携を行いつつ、情報保全機能を強化
⑦情報セキュリティ対策の強化	○ ITの重要性が増す中で、情報セキュリティ対策をより一層強化するため、情報保証訓令に基づく遵守状況を確認するとともに、専門要員の養成を実施
⑧契約における公正性・透明性の確保	【再掲】(2-①)
⑨航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の事務用品談合事案の解明・再発防止策	○ 空自第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査結果及びオフィス家具以外の調達の状況に関する調査結果等を踏まえ、再発防止策を検討